○経済産業省告示第三百七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十八年十二月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	外国製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
○二CN○六	平成二十八年十二月十二日	質量計第一類	愛安德電子（深圳）有限公司	愛安德電子（深圳）有限公司 1―5／F, No.4 Building, Hengchangrong High Tech Ind Park, Shangnan East Rd, Hongtian, Shaijing Town, Bao'an district, Shenzhen, Guangdong Province, CHINA
二八CN一五	平成二十八年十二月十二日	血圧計第一類	愛安德電子（深圳）有限公司	愛安德電子（深圳）有限公司 1―5／F, No.4 Building, Hengchangrong High Tech Ind Park, Shangnan East Rd, Hongtian, Shaijing Town, Bao'an district, Shenzhen, Guangdong Province, CHINA

○国土交通省告示第千四百四十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十八日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道縦貫自動車道函館名寄線	砂川市北吉野町一五五二番三から同市乙二四号番四まで	平成二十八年十二月二十九日○時

○国土交通省告示第千四百四十七号

地価公示法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十五号）第一条第一項の規定に基づき、平成二十五年国土交通省告示第千三百七号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

平成二十五年国土交通省告示第千三百七号の一部を改正する告示

平成二十五年国土交通省告示第千三百七号の一部を次のように改正する。

表北海道の項中「虻田郡倶知安町字旭及び勇払郡安平町追分若草二丁目」を「虻田郡倶知安町字山田」に、同表岩手県の項中「岩手郡滝沢村大釜」を「滝沢市大釜風林」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

人事異動

内　閣

特命全権大使
川原　英一

同　伊藤　邦明
同　清水　武則
同　津田　愼悟
同　西岡周一郎

願に依り本官を免ずる（各通）（十二月二十日）
国務大臣
松野　博一

内閣府特命担当大臣加藤勝信海外出張不在中内閣府特命担当大臣（少子化対策担当及び男女共同参画担当）事務代理を命ずる
中嶋　敏　髙見澤將林　山口　又宏

特命全権大使に任命する（各通）（以上十二月二十一日）

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　明珍　充

内閣官房日本経済再生総合事務局参事官を命ずる（外務省大臣官房）外務事務官　長徳　英晶

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房日本経済再生総合事務局参事官を免ずる（以上十二月二十六日）

総　務　省

電波監理審議会委員に任命する（十二月二十五日）
櫻田　謙悟

外　務　省

（防衛省防衛政策局次長）防衛
書記官　河野　章

外務事務官（欧州連合日本政府代表部参事官）に採用する
欧州連合日本政府代表部在勤特命全権大使を補佐し欧州連合日本政府代表部に在勤する期間大使の名称を与える
（在オーストラリア日本国大使館参事官（公使））外務事務官　伊澤　修

防衛省に出向させる（以上十二月五日）
特命全権大使　中嶋　敏

パプアニューギニア国駐箚を命ずる
同　髙見澤將林

軍縮会議日本政府代表部在勤を命ずる
同　山口　又宏

レバノン国駐箚を命ずる（以上十二月二十一日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事
品田　幸男

最高裁判所事務総局行政局第一課長を免ずる
最高裁判所事務総局行政局第三課長の兼務を免ずる
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる
東京高等裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
小田　真治

最高裁判所事務総局行政局第二課長を免じ
最高裁判所事務総局行政局第一課長を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局行政局第三課長を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事
楮松　晴子

最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く
最高裁判所事務総局行政局第二課長を命ずる
同
大竹　敬人

最高裁判所裁判所調査官に充てる
福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事・小倉簡易裁判所判事
中牟田博章

長崎地方裁判所判事に補する
長崎地方裁判所佐世保支部勤務を命ずる
長崎地方裁判所佐世保支部長を命ずる
兼ねて長崎家庭裁判所判事に補する
長崎家庭裁判所佐世保支部勤務を命ずる
長崎家庭裁判所佐世保支部長を命ずる
佐世保簡易裁判所判事に補する
佐世保簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
福岡高等裁判所判事・福岡簡易裁判所判事
鈴嶋　晋一

福岡地方裁判所判事に補する
福岡地方裁判所小倉支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所小倉支部勤務を命ずる
小倉簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
太田　寅彦

福岡高等裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事に補する（以上十二月十四日）